

# 名古屋市上下水道局 提案型ネーミングライツ・スポンサー募集要領

## 1 はじめに

名古屋市上下水道局（以下「当局」といいます。）では、当局の施設等において、新たな財源の確保や企業等と協働して施設の魅力を高め、お客さま満足の向上を図るため、提案型ネーミングライツ・スポンサーの募集を行います。

提案にあたっては、名古屋市上下水道局ネーミングライツ事業実施要綱（以下「実施要綱」といいます。）及びこの募集要領をよくお読みいただき、是非ご提案を検討していただきますようお願いいたします。

## 2 対象施設等

原則として、営業所などの公用財産のようにネーミングライツ事業の対象になじまない施設を除いた当局の施設等を対象とします。

また、配水場内にある配水塔のように施設の一部についてのネーミングライツも提案可能です。

### ※ ネーミングライツ事業の対象になじまない施設の例

- ア 営業所などの庁舎
- イ 既に愛称がついているもの（施設の一部に愛称がついているものを含みます。既存の愛称を残す形で命名する場合は可能です。）
- ウ 地域住民等の意見で名称がつけられているもの
- エ 整備計画等により大幅に施設の形状等が変わる予定のもの
- オ 公募型ネーミングライツで募集中のもの又は募集を検討しているもの
- カ その他ネーミングライツを導入することにより、事業運営に著しい影響のあるもの

## 3 ネーミングライツによる愛称

ネーミングライツにより、対象施設等に愛称を命名します。（施設等の正式名称は変更しません。）

命名する愛称は、実施要綱第4条の条件を満たすものに限り、なお、契約期間中は愛称の変更をすることは原則としてできません。

また、当局は愛称の普及のため、次のとおり協力します。

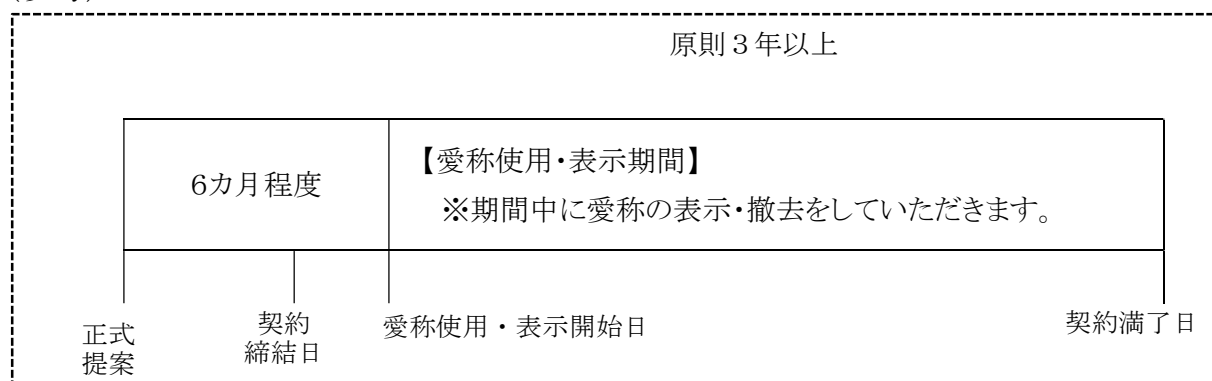
- (1) 愛称の決定につき記者発表し、当局公式ウェブサイトで公表します。
- (2) 当局の各種広報において愛称を使用するとともに、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけます。

## 4 愛称の使用及び表示期間

- (1) 愛称の使用及び表示期間は、原則として3年以上とします。
- (2) 愛称の使用及び表示期間の始期は、お客さまへの周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議することとします。愛称表示開始可能日の目安として

- は、正式な提案から6カ月程度の期間の経過後となります。
- (3) 契約したネーミングライツ・スポンサーは、契約期間満了後の愛称使用継続に関して優先的に交渉することができます。

(参考)



## 5 応募（提案）資格

実施要綱第7条に定める応募資格を有するもので、ネーミングライツ・スポンサーになることを希望する法人その他の団体等（以下「応募者」といいます。）が提案できます。

ただし、応募者は、提案書提出の日からネーミングライツ・スポンサーの決定までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市上下水道局における公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」に基づく排除措置を受けていないことが条件となります。そのため、応募者の代表者（法人の場合は、法人の役員全員を含みます。）について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置を受けていないことを確認させていただきます。

## 6 応募（提案）方法

提案型ネーミングライツへの応募方法は、次のとおりです。具体的な書類の提出方法等については11を参照してください。

### (1) 事前相談の申込み

提案型ネーミングライツへの提案を希望される方は、対象となりうる施設かどうか、愛称条件などの確認が必要なため、次に掲げるいずれかの方法により、必ず当局との事前相談の申込みをしてください。

- ア 事前相談申込書（様式1）の提出
- イ インターネット受付

### (2) 提案書の提出

(1)の事前相談終了後に、正式な提案として提案書（様式2）及び必要な添付書類（詳細は様式2に記載してあります。）を提出してください。

## 7 選定

ネーミングライツ・スポンサーの選定は、次のとおり行います。

### (1) ネーミングライツ・スポンサー選定委員会の審査

ネーミングライツ・スポンサーの選定にあたっては、実施要綱第6条に定めるネーミングライツ・スポンサー選定委員会(以下「選定委員会」といいます。)で審査を行います。選定委員会では提案金額(金銭以外にご提供いただける物品又は役務がある場合は、それらの内容も含まれます。)や契約期間、希望する愛称など基本的な提案内容について審査します。審査の結果、不採用となった場合、次の段階へは進めません。

### (2) お客さまからの意見募集

提案のあった施設等へのネーミングライツの導入について、当局公式ウェブサイトを利用してお客さま等からの意見募集を行います。ここで寄せられた意見は、選定委員会に報告されます。

### (3) 外部有識者等からの意見聴取

公平性、透明性及び客観性を担保するため、必要に応じて学識経験者等からネーミングライツ導入に対する意見聴取を行います。

なお、意見聴取する主な項目については、以下のとおりです。

ア 提案された愛称の公共施設としてのふさわしさ

イ 本市のネーミングライツ・スポンサーとしてのイメージのふさわしさ

ウ 応募者の財務状況

エ 契約期間、金額、特典内容

オ その他対象施設等に応じた個別基準

### (4) ネーミングライツ・スポンサーの決定

(1) から (3) までの審査等を踏まえ、ネーミングライツ・スポンサーについての可否を決定します。提案額やその他の提案条件が、当局の希望に合致しない場合やネーミングライツ・スポンサーとして不適格と判断された場合などには、不採用とします。また、この場合、施設特定型の公募に切り替えることもあります。

### (5) 選定結果の通知

ネーミングライツ・スポンサーの選定結果の決定後、選定結果を応募者に対し文書で通知するとともに、選定されたネーミングライツ・スポンサーを当局公式ウェブサイト等で公表します。

※ 審査等の段階で、提案内容の一部修正を協議する場合があります。この場合、修正協議が調えば、提案内容と契約内容が異なることとなります。また、修正協議が調わなかった場合、施設特定型の公募に切り替えることがあります。

## 8 契約

### (1) 契約締結に向けた協議、契約締結

選定結果の通知後、当局とネーミングライツ・スポンサーで契約書の締結に向けた協議を行い、速やかに契約書の締結を行います。

### (2) 契約内容

契約には、次に掲げる事項を定めます。

- ア 契約期間
- イ ネーミングライツの付与（愛称等）
- ウ ネーミングライツ料
- エ 愛称の表示
- オ 愛称の使用促進
- カ 本契約の期間満了
- キ 知的財産権の無償使用
- ク 損害賠償
- ケ 契約解除権
- コ 有益費の放棄
- サ 権利義務の譲渡等の禁止
- シ その他必要と認める事項

## 9 契約料

### (1) 契約料

提案書記載の提案金額に当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を契約料とします。

### (2) 契約料の納付

契約料は、契約締結日の属する月の末日（契約締結日が15日以降のときは翌月10日）までに原則一括してお支払いいただく予定です。

## 10 提案等にあたっての費用負担

以下の費用に関しては、ネーミングライツ・スポンサーの負担とします。

- (1) 提案及び契約締結に係る諸費用
- (2) 施設に関するパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更費用
- (3) 既存の看板の付替え費用
- (4) その他愛称変更に伴う費用

※ 付替え費用の算定については、ネーミングライツ・スポンサーで行っていただきます。

※ 契約期間満了後、契約を更新しない場合、ネーミングライツ・スポンサーの負担で契約期間満了までに原状回復を行っていただきます。

なお、当局公式ウェブサイトの表示変更費用は当局で負担します。

## 1 1 必要書類等の提出

### (1) 事前相談申込書の提出又はインターネット受付による方法

「事前相談申込書（様式1）」に必要事項を記載していただき、下記のとおり提出してください。

事前相談の申込みはインターネット受付による方法も可能です。この場合、書類の提出は不要です。インターネット受付は下記のURLからご参照ください。

<https://www.water.city.nagoya.jp/category/sonotabosyu/141247.html>

希望する対象施設・愛称・契約料について、確認をさせていただきます。

※ 相談の結果、内容を変更していただくこともあります。

提案に関する事前相談は、随時、受け付けております。

### (2) 提案書及び添付書類の提出

事前相談後、「提案書（様式2）」に必要事項を記載していただき、「提案書（様式2）」に記載されている添付書類（「法人等の概要（様式3）」等）をあわせて、下記のとおり提出してください。

### ※事前相談申込書・提案書提出方法

提出場所 名古屋市上下水道局企画経理部資産活用課  
(市役所西庁舎7階)

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

052-972-3729

提出部数 1部

提出方法 持参、郵送又はメール（メールは事前相談申込書のみ）

受付時間 月曜日から金曜日（祝日を除く。） 9時から17時まで

## 1 2 その他

- ・ 1者が複数の施設等への愛称を提案することができます。事前相談については、複数件をまとめてご相談いただくことも可能です。なお、事前相談後に記入する提案書（様式2）は、提案施設ごとに提出してください。
- ・ 提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・ 軽微な修正及び当局との協議の結果に基づく修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。また、提出された提案書等は返却しません。
- ・ 提出された提案書等は、ネーミングライツ・スポンサーの選定に使用するほか、

関係機関との協議の際に提示することがあります。

- ・ 情報公開請求があった場合には、名古屋市情報公開条例に基づき対応します。
- ・ 提案を途中で辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- ・ 提案書に故意による虚偽の記載があった場合には、失格となる場合があります。
- ・ 既に事前相談が入っている施設については、先着順のため第二順位で受付をさせていただくことになります。

### 1 3 問い合わせ先

ネーミングライツ全般に関するご意見・ご質問は下記までお問い合わせください。  
いただいたご意見・ご質問に対する回答は、必要に応じて順次、当局公式ウェブサイト（<http://www.water.city.nagoya.jp/>）上で公開いたします。

名古屋市上下水道局企画経理部資産活用課　ネーミングライツ担当 電話番号：052-972-3729 FAX　：052-951-4136 E-mail： <a href="mailto:shisan@jogesuido.city.nagoya.lg.jp">shisan@jogesuido.city.nagoya.lg.jp</a>
--